平成30年度　住民税申告の手引き

平成30年度住民税（市町村民税・県民税）の申告をしていただく時期となりました。
住民税の申告は、平成30年度住民税および国民健康保険税の算定や軽減のほか、所得証明、公営住宅の入居、介護保険料、年金の受給など広範囲に影響する大切な手続きです。この手引きをよくお読みいただき、正しくご記入のうえ、申告期限までに提出してください。
なお、対象となるのは平成29年1月1日から12月31日までの所得です。

住民税とは

市町村民税と県民税を合わせて、一般的に住民税とよばれています。
住民税は、道路・下水道・公園の整備や教育・福祉の充実など、住民の皆さんの身近でさまざまな行政サービスを行うために使われています。安全で安心して暮らせるまちづくりのために、住民の皆さんに公平に負担していただいています。

申告書の記入について

該当する項目の内容を申告書に記入し、申告期限までに提出してください。
マイナンバー制度開始に伴い、申告にはマイナンバー（個人番号）の記載と申請者の本人確認書類の提出が必要となりました。本人、扶養親族、事業専従者等のマイナンバーは忘れずに記載してください。

〈平成29年中に所得のある方〉
申告書に、所得の内容、扶養親族の氏名、保険の掛金等、必要な事項を記入してください。
※　営業等、農業、地代家賃、配当、内職、売電、譲渡など、少額でも申告が必要です。
※　所得税の確定申告が不要とされている、年末調整済みの給与所得以外の所得が20万円以下の方や、公的年金等の収入が400万円以下であり、かつ、公的年金等以外の所得が20万円以下の方でも、住民税の申告が必要です。

〈所得税の確定申告をする方〉
期限内に税務署に確定申告書を提出される方は、住民税申告書の提出は必要ありません。

〈遺族年金や障害年金、雇用保険等の給付を受けている方〉
申告書裏面の該当欄に記入してください。なお、これらは通常、非課税となります。

〈収入がない、または収入が少なく家族等に扶養されている方〉
申告書裏面に、あなたを扶養する方の住所、氏名を記入してください。

申告相談の際に必要なもの

・住民税申告書
・マイナンバーの記載に伴い、番号確認と身元確認ができる書類
　1点確認の場合：マイナンバーカード【番号確認と身元確認】
　2点確認の場合：①通知カードまたは住民票（番号付き）【番号確認】
　　②運転免許証などの写真表示入り書類【身元確認】
※　写真表示がない場合には2種類の本人確認書類が必要です。
・印鑑（認印）と本人名義の預金通帳
・平成29年中の所得を計算できるもの
　（給与や年金の源泉徴収票、事業・農業・不動産の収入と経費のわかるもの）
・健康保険の任意継続保険料を支払った方は、その金額の分かるもの
・他市町村に国民健康保険税（料）、介護保険料、後期高齢者医療保険料を支払った方は、その金額の分かるもの
・国民年金や国民年金基金の支払証明書
・生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料、地震保険料等、小規模企業共済等掛金の支払証明書
・心身に障害のある方は、身障者手帳等、障害者であることを証明できるもの
・医療費控除を受ける場合は、“医療費控除の明細書”または領収書及び保険等による補填金額の分かるもの
・寄附金税額控除を受ける場合は、寄附金受領証明書、または寄附金税額控除申告書など寄附先や寄附金額の分かるもの

◎所得の種類（平成29年1月～12月までの所得）

1	営　業　等	卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、金融業、運輸業、修理業、サービス業などのいわゆる営業から生ずる所得のほか、医師、弁護士、作家、俳優、職業野球選手、外交員、大工などの自由職業や漁業などの事業から生ずる所得のことです。
2	農　　業	米・麦・花・果樹などの栽培、まゆなどの生産、家畜・家きんの育成・肥育・採卵、わら工品などの生産、酪農品の生産などの事業から生ずる所得のことです。
3	不　動　産	土地や建物、不動産の上に存する権利、船舶、航空機の貸し付けなどによって生ずる所得のことです。
4	利　　子	公社債および預貯金の利子、公社債投資信託および公募公社債等運用投資信託の収益の分配などによる所得をいい、所得税の源泉徴収の適用のない利子のことです。
5	配　　当	株式や出資金に対する利益の配当、投資信託の収益の分配金などに係る所得のことです。なお、上場株式等の配当で大口所有でない（発行株式の3%未満）ものは、申告に含めなくて良いことになっています。
6	給　　与	勤務先から受ける給料、賃金、賞与などの所得のことです。給与所得金額は、給与所得の計算表（下記）により求めてください。
7	雑 （公的年金等）	国民年金、厚生年金、公務員等共済年金、恩給などによる所得のことです。公的年金等の雑所得金額は、公的年金等の計算表（下記）により求めてください。
8	雑 （その他）	生命保険や郵便局の年金保険（個人年金）、シルバー人材センター配分金、報酬、原稿料、講演料、貸付金の利子、太陽光発電施設等の売電による所得など、他の所得区分に当てはまらない所得のことです。
9	譲　　渡	機械やゴルフ会員権、船舶、特許権、漁業権、自動車、書画、骨董、貴金属などの資産の譲渡から生ずる所得のことです。なお、土地、建物、株式等の譲渡および先物取引による所得については分離課税譲渡所得とされ、分離課税用の申告が必要となりますので、該当する場合はお問い合わせください。
	一　　時	生命保険契約等に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期返戻金、賞金や懸賞当せん金などの所得のことです。

◎給与所得の計算表

給与収入金額（A）	給与所得金額	
0円～ 650,999円	0円	
651,000円～ 1,618,999円	（A）－650,000円	
1,619,000円～ 1,619,999円	969,000円	
1,620,000円～ 1,621,999円	970,000円	
1,622,000円～ 1,623,999円	972,000円	
1,624,000円～ 1,627,999円	974,000円	
1,628,000円～ 1,799,999円	（A）÷4＝（B） （B）の千円未満の端数切り捨て	（B）×2.4
1,800,000円～ 3,599,999円		（B）×2.8 －180,000円
3,600,000円～ 6,599,999円		（B）×3.2 －540,000円
6,600,000円～ 9,999,999円	（A）×0.9 －1,200,000円	
10,000,000円～	2,200,000円	

給与収入金額を申告書の「1 収入金額等」カ欄に記入してください。
給与収入金額を表に当てはめ、算出した給与所得金額を申告書の「2 所得金額」6欄に記入してください。

◎配偶者特別控除の計算表

配偶者の合計所得	控除額
0～ 380,000円	0円
380,001～ 449,999円	330,000円
450,000～ 499,999円	310,000円
500,000～ 549,999円	260,000円
550,000～ 599,999円	210,000円
600,000～ 649,999円	160,000円
650,000～ 699,999円	110,000円
700,000～ 749,999円	60,000円
750,000～ 760,000円	30,000円
760,001～	0円

◎公的年金等の計算表

昭和28年1月1日以前に生まれた方（年齢65歳以上の方）		昭和28年1月2日以後に生まれた方（年齢65歳未満の方）	
公的年金等収入金額（A）	公的年金等の雑所得	公的年金等収入金額（A）	公的年金等の雑所得
0円 ～1,200,000円	0円	0円 ～ 700,000円	0円
1,200,001円 ～3,299,999円	（A）－1,200,000円	700,001円 ～1,299,999円	（A）－700,000円
3,300,000円 ～4,099,999円	（A）×0.75－ 375,000円	1,300,000円 ～4,099,999円	（A）×0.75－ 375,000円
4,100,000円 ～7,699,999円	（A）×0.85－ 785,000円	4,100,000円 ～7,699,999円	（A）×0.85－ 785,000円
7,700,000円～	（A）×0.95－1,555,000円	7,700,000円～	（A）×0.95－1,555,000円

公的年金等収入金額を申告書の「1 収入金額等」ク欄に記入してください。
公的年金等収入金額を表に当てはめ、算出した雑所得金額を申告書の「2 所得金額」7欄に記入してください。

◎寄附金控除（ふるさと納税・税額控除）　**（証明書添付）**

長野県共同募金会・日本赤十字社長野県支部または、長野県・市町村が条例に指定した団体等に寄附を行った場合、右記①の金額が翌年度の住民税所得割額から控除されます。 都道府県・市町村に寄附を行った場合、①と②の合計額が翌年度の住民税所得割額から控除されます。	①（寄附金額－2,000円）×10% ②（寄附金額－2,000円）×（90%－所得税の限界税率×1.021） （②の額については、個人住民税所得割の2割を限度） ※対象となる寄附金額は総所得金額の30%が上限です。 ※限界税率とは課税所得にかかる税率をいいます。

支出した寄附金額を申告書の「15 寄附金に関する事項」欄に記入してください。

◎所得から差し引かれる金額（平成29年1月～12月までに支払ったもの）

11 雑損控除

あなたや生計を一にする配偶者、その他の親族に災害・盗難・横領等による損失が生じた場合に控除されます。
損害金額－保険金などで補填される金額＝差引損失額
ア. 差引損失額－総所得金額等の10%
イ. 差引損失額のうち災害関連支出－5万円
※アとイのいずれか多い額　**（証明書添付）**

12 医療費控除

あなたや生計を一にする配偶者、その他の親族の医療費を、あなたが支払った場合に控除されます。

（医療費の支払額）－（保険等の補填金）－（10万円か総所得金額等の5%のいずれか少ない方の金額）

【最高限度　200万円】（明細書又は領収書添付）

※セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）
平成30年度分から、セルフメディケーション〈自主服薬〉税制を適用できるようになりました。この適用を受ける場合は、医療費控除の区分の□に1と記入してください。OTC医薬品の年間購入金額が12,000円を超えるとき、その超えた部分の金額（上限金額：88,000円、生計を一にしている家族の分も含まれます）が対象となります。
・従来の医療費控除制度と同時に利用することはできません。
・OTC医薬品：薬局やドラッグストアー等で購入できる一般用医薬品等で、厚生労働省に指定されているもの。
・適用要件
①健康の維持増進及び疾病の予防への一定の取組（健康診査・メタボ健診・定期健康診断・予防接種・がん検診）を行ったことを証明できる書類を添付すること。
②セルフメディケーション税制の明細書の提出

13 社会保険料控除

あなたや生計を一にする配偶者、その他の親族が負担すべき国民健康保険税、国民年金、介護保険料、後期高齢者医療保険料などを、あなたが支払った場合に控除されます。
【支払金額の合計】（国民年金は証明書添付）

14 小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済等掛金及び心身障害者扶養共済掛金を、あなたが支払った場合に控除されます。
【支払金額の合計】（証明書添付）

15 生命保険料控除

一般生命保険や生命共済などについて、あなたが支払った保険料がある場合に、一般生命保険料と個人年金保険料、介護医療保険料の別に控除されます。　**（証明書添付）**

新契約（平成24年1月1日以後に締結した保険契約等）の場合

支払金額	控除額
12,000円まで	全額
12,001円～32,000円	支払金額÷2＋6,000円
32,001円～56,000円	支払金額÷4＋14,000円
56,001円以上	28,000円

旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）の場合

支払金額	控除額
15,000円まで	全額
15,001円～40,000円	支払金額÷2＋7,500円
40,001円～70,000円	支払金額÷4＋17,500円
70,001円以上	35,000円

一般生命保険料と個人年金保険料、介護医療保険料の複数の保険料がある場合

（限度額70,000円）

（一般生命保険料について求めた控除額（限度額：旧制度のみ35,000円、新制度のみ及び新旧制度が混在した場合28,000円））＋（個人年金保険料について求めた控除額（限度額：旧制度のみ35,000円、新制度のみ及び新旧制度が混在した場合28,000円））＋（介護医療保険料について求めた控除額（限度額28,000円））＝（生命保険料控除）

16 地震保険料控除

損害保険契約等に係る地震等損害部分について、あなたが支払った保険料がある場合に控除されます。
なお、経過措置として、平成18年12月31日までに締結した一定の旧長期損害保険契約等に係る保険料等を支払った場合には、これまでの損害保険料控除を適用することができます。　**（限度額25,000円）（証明書添付）**

地震保険料控除の場合

加入している保険	控除額
地震保険のみに加入	支払金額÷2　（上限25,000円）
旧長期損害保険のみに加入	これまでの計算方法と同様
旧長期損害保険と地震保険の2つの保険に加入	2つの控除額を合計します（上限25,000円）
1つの保険で旧長期損害保険と地震保険が備わっている保険に加入	旧長期損害保険と地震保険のどちらかを選択

左欄続き 16 地震保険料控除

旧長期損害保険料（保険期間10年超で満期返戻金有）の場合

支払金額	控除額
5,000円まで	全額
5,001円～15,000円	支払金額÷2＋2,500円
15,001円以上	10,000円

地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合

（地震保険料について求めた控除額（限度額25,000円））＋（旧長期損害保険料について求めた控除額（限度額10,000円））＝（地震保険料控除額）

17 寡婦控除

一般
ア. 夫と死別もしくは離婚後婚姻をしていない人、または夫の生死が不明の人で、扶養親族または総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子を有する場合に控除されます。
イ. 夫と死別後婚姻をしていない人、または夫の生死が不明の人で、合計所得金額が500万円以下の場合に控除されます。
【26万円】

特別
上記の一般寡婦に該当する人で、合計所得金額が500万円以下かつ扶養親族である子を有する場合に控除されます。　【30万円】

寡夫控除

妻と死別もしくは離婚後婚姻をしていない人、または妻の生死が明らかでない人で、総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の場合に控除されます。　【26万円】

18 勤労学生控除

あなたが学生であり合計所得金額が65万円以下で、かつ給与所得等以外の所得が10万円以下の場合に控除されます。　**【26万円】（在学証明書添付）**

19 障害者控除

あなたやあなたの控除対象配偶者および扶養親族が障害者である場合に控除されます。

区分	控除額	
	本人	控除対象配偶者又は扶養親族
一般	260,000円	
特別障害者	300,000円	
同居特別障害者		530,000円

※特別障害者の範囲
知的障害者（療育手帳交付者）・・・A1
身体障害者手帳交付者　・・・1,2級の人など

20 配偶者控除

合計所得金額が38万円以下の生計を一にする配偶者を有する場合に控除されます。
ア　一　　般 ・・・・・・・・・・・・・・・ 【33万円】
イ　老人配偶者 ・・・・・・・・・・・・・・ 【38万円】
（イ：昭和23年1月1日以前生まれの配偶者）

21 配偶者特別控除

あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者を有する場合に控除されます。配偶者の合計所得金額によって控除額（左頁参照）が変わります。

22 扶養控除

合計所得金額が38万円以下の生計を一にする扶養親族を有する場合に控除されます。
ア. 一　　般 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【33万円】
（昭和23年1月2日生～平成7年1月1日生の人）
（平成11年1月2日生～平成14年1月1日生の人）
イ. 特定扶養 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【45万円】
（平成7年1月2日生～平成11年1月1日生の人）
ウ. 老人扶養 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【38万円】
（昭和23年1月1日以前生の人）
エ. 同居老親扶養控除 ・・・・・・・・・・ 【45万円】
（昭和23年1月1日以前生の、あなたやあなたの配偶者の直系尊属で、かつ同居を常況とする人）

※年齢16歳未満の扶養親族（平成14年1月2日以降生の人）がいる場合は、申告書の「17 歳未満の扶養親族欄」に記入してください。

23 基礎控除

すべての方について控除されます。　【33万円】

受付印

平成30年度　市町村民税・県民税申告書

（兼国民健康保険税申告書）

平成　年　月　日提出　住　分

整理番号	世帯番号

住所	上伊那市　伊那谷　0000番地

生年月日：昭和40年10月9日

太線の枠内のみ記入してください。

フリガナ	テンリュウ　タロウ
氏名	天竜　太郎
個人番号	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6
電話	12 ー 3456
職業	菓子製造業

収入がなかった人は裏面にも記入してください。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

◎申告書の提出期限は三月十五日です。

11	雑損控除	損害の原因 / 損害年月日 / 損害を受けた資産の種類 / 損害金額 / 保険などで補填される金額 / 雑損控除を受けた資産の種類	
12	医療費控除	支払った医療費等 221,600	保険などで補填される金額 50,000
13・14	社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除	社会保険の種類 国保税 / 国民年金 / 合計	支払った保険料 258,000 / 194,370
15	生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計 60,000
		新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計 36,000
		介護医療保険料の計 54,000	
16	地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計 98,000
17・18	寡婦（寡夫）控除 / 勤労学生控除	寡婦（寡夫）控除 ○死別 ○生死不明 ○離婚 ○未婚遺	勤労学生控除 学校名
19	障害者控除	氏名 天竜 花子 / 個人番号 0 0 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 / 障害の程度 身体障害2	
		氏名 / 個人番号	障害の程度
20・21	配偶者・配偶者特別控除	配偶者の氏名 / 生年月日 ○ 42 8 15	
		天竜 千夏 / 個人番号 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7	0
22	扶養控除	氏名 天竜 祥太 ○ 8 1 9 / 個人番号 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 / 控除額 45	✓ 続柄 子
		氏名 天竜 和哉 ○ 12 12 9 / 個人番号 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8 / 控除額 33	✓ 続柄 子
		氏名 天竜 花子 ○ 10 5 10 / 個人番号 0 0 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 / 控除額 45	✓ 続柄 母

※平成14年1月2日以降生まれの扶養親族は下の欄に記入してください。

16歳未満の扶養親族	氏名 天竜 夏海 15 8 13 / 個人番号 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8 9 9	✓ 続柄 子	
	氏名 / 個人番号	続柄	
	氏名 / 個人番号	続柄	

別居の扶養親族がいる場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。

◎裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

1 収入金額等

事業	営業等	ア	7 433 251
	農業	イ	280 057
不動産		ウ	
利子		エ	
配当		オ	
給与	一般	カ	1 960 000
	専従	キ	
雑	公的年金等	ク	
	その他	ケ	
総合譲渡・一時	短期	コ	
	長期	サ	
	一時	シ	

2 所得金額

事業	営業等	1	1 486 650
	農業	2	△62 100
不動産		3	
利子		4	
配当		5	
給与		6	1 192 000
雑	公的年金等	7	
	その他	8	
総合譲渡・一時		9	
合計		10	2 616 550

4 所得から差し引かれる金額

雑損控除		11	
医療費控除	□	12	71 600
社会保険料控除		13	452 370
小規模企業共済等掛金控除		14	
生命保険料控除		15	70 000
地震保険料控除		16	10 000
寡婦（寡夫）控除		17	
勤労学生、障害者控除		18・19	530 000
配偶者控除		20	330 000
配偶者特別控除		21	
扶養控除		22	1 230 000
基礎控除		23	330000
合計		24	3 023 970

◎この申告書を提出した人は事業税の申告書を提出する必要はありません。

5 給与所得及び公的年金等に係る所得以外（平成30年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市町村民税・県民税の納税方法

□ 給与から差引き（特別徴収）
□ 自分で納付（普通徴収）

◆申告期限は平成３０年３月１５日です。